様式第５号(第４条関係)

補助金交付決定通知書

熊本市指令（　　）第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　館長住所

　　申請者　公民館名

　　　　　　館長名　　　　　　　　　　　　様

熊本市長

補助金の交付決定について

　　　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった　　　　年度事業に対する補助金については、熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第４条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

　1　補助事業の名称

　2　補助事業の目的及び対象となる事業

　3　補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

　　　補助対象事業費　　　　　　　　円

　　　補助金額　　　　　　　　円

　4　補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

　　請求の際には、本書の写しを添付すること。

　5　交付の条件は、次のとおりとする。

　　(1)　補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

　　(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

　　(3)　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。

　　(4)　補助事業終了後30日以内に事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。

　　(5)　当補助金を、予備費、交際費、慶弔費、親睦会費、会議や総会に伴う飲食費等に充ててはならない。

　　(6)　その他

　6　補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。

　7　監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

　8　市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。